

商工観光課

☎ 商工振興係 (233・235・236)

物価高騰対策支援金 申請が必要です

町では、物価高騰の影響を受けた事業者の事業継続を支えることを目的として、中小法人・個人事業主を対象に、「大崎町物価高騰対策支援金」を交付します。支援金の交付を受けるには、申請が必要となりますので、以下の交付要件を確認のうえ、期限までに申請をお願いします。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 大崎町に事業所を有する法人または個人 ② 第2次産業又は第3次産業(国が定める産業分類)の業種に該当する中小企業。 ③ 下記の算定方法に該当する者。 ④ 町税等に滞納がない者。 ⑤ 申請者(本人・代表者・役員)が反社会的勢力の関係者でないこと。
算定方法	<p>令和5年4月から9月に仕入れた原材料(事業を営む上で主たる原材料)のうち、少なくとも1品目の調達単価が令和4年4月から9月の調達単価と比較し、10%以上上昇していると認められるもの。</p> <p>※令和4年9月以降に事業を開始した事業者の前年比較対象は、事業を開始した月を含む3か月間(令和5年3月以前)とします。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>A: 令和5年4月～9月の材料調達費の単価 B: 令和4年4月～9月の材料調達費の単価</p> $\frac{A - B}{B} \times 100 \geq 10\%$ </div>
申請期限	令和5年12月28日(木)
補助金額	10万円(前期の年間売上高が1,000万円未満) 15万円(前期の年間売上高が1,000万円以上)
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 兼 請求書 ② 口座確認書類(通帳の写し) ③ 請求書または納品書 (比較する原材料の名称および単価が分かるもの。各年1枚ずつ。) ④ 確定申告書・決算書など(売上高および業種が確認できる書類)

支援金に関する詳しい内容や様式を町ホームページに公開しておりますので、右の二次元コードをスマートフォンなどで読み取ってご確認ください。



二次元コード